

下郷町最低制限価格取扱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下郷町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により契約を締結しようとする場合における工事又は測量等の委託について、地方自治法施行令（令和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合、下郷町財務規則第120条第2項の規定による最低制限価格の運用に関し、必要な事項及び基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は次の各号に定める。

- (1) 設計金額とは、消費税及び地方消費税に相当する額を含む額とする。
- (2) 工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 測量等の委託とは、建設工事に関する次に掲げる業務の委託をいう。
 - ア 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量の業務
 - イ 建築関係の建設コンサルタント業務 建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
 - ウ 土木関係の建設コンサルタント業務 土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
 - エ 地質調査業務 地質又は土質について調査、計測、並びに解析、判定する業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務 建設工事に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償に関連する業務

(最低制限価格の適用)

第3条 最低制限価格の設定は、工事及び測量等の委託の設計金額が300万以上の競争入札に付す案件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 工事の積算が業者見積等に依存している場合で、最低制限価格の適用が不適切と認められるとき。
- (2) 町長が最低制限価格の設定が特に必要がないと認めるとき。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 最低制限価格の設定は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、工事等においては契約案件ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、割合の算定は次のとおりとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず町長は必要があると認めるときは、別に割合を定めることができる。

2 測量等の委託においては、契約案件ごとに、10 分の 6 から 10 分の 8.5 の範囲内で契約権者が定める割合を予定価格に乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とし、割合の算定は次のとおりとする。

(1) 次の表中、業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては、10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務日の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず町長は必要があると認めるときは、別に割合を定めることができる。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格の申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定する場合は、当該競争入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

附 則 (令和7年4月1日告示第4号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第11号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月30日告示第16号)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。